

## 令和7年度 第453回東京地方最低賃金審議会 議事要旨

1 日 時 令和7年11月13日（木）午後2時00分～午後2時30分

2 場 所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室2-1、2-2

3 出席状況 公益代表委員4名 労働者代表委員6名 使用者代表委員5名

### 4 議題

- (1) 特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性について（答申）
- (2) その他

### 5 議事要旨

- (1) 特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性について（答申）

東京地方最低賃金審議会検討委員会から、「検討委員会報告書」の読み上げ、審議経過説明により、要旨として、「それぞれ申し出のあった特定最低賃金の改正決定等に対し、必要性ありとの決定を行うことの全会一致での結論に至らなかった。」との報告が行われた。

報告に対し、労使各側委員から以下の意見があった。

#### (ア) 労働者側委員意見

- 結果については非常に残念。
- 特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なり、産業の発展、そして公平性の維持のため行っており、今後も必要性を求めて続けていく。
- 今年度の検討委員会で制度のあり方や考え方に対して、少し踏み込んだ話もできましたが、我々の主張に対して様々な指摘を受けて課題や問題も見えてきた。次年度に向けて、私達の内部、外部の両方で協議して進めていきたいと思う。

#### (イ) 使用者側委員意見

- 結果については特段異論はない。
- 今回審議を行った各業種について、制度上の要件を満たした適正な申出であったことは当然認識しており、真摯な議論を重ねることができた。
- 東京において全国で最も高い地域別最低賃金をさらに上回る特定最低賃金を特定の業種にのみ設定するためには、誰もが納得しうる理由が必要であって、単に申出要件を満たしていれば足りるということにはならず、今回審議を行った各業種において、その理由が見出せなかった。

- 特定最低賃金制度そのものを否定する意図はないが、現行制度の枠組みが、現在の社会経済情勢であったり、産業構造、それから企業の事業活動の実態にそぐわなくなってきたのではないか、あるいは、制度や仕組みが限界にきているのではないか。

同報告に基づき答申することが決定され、東京地方最低賃金審議会会長から東京労働局長に答申された。

(2) その他

参考資料の紹介がなされた。